

令和2年度福岡市包括外部監査の結果報告書（概要版）

福岡市包括外部監査人 塩塚 正康

令和2年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	業務委託に関する財務事務の執行について
選定理由	<p>地方公共団体が行う業務委託は、民間企業のみならず非営利団体や市民団体等多くの相手方と契約がなされ、また、業務の内容は、保守、検査、調査、計画等の策定、各種事業の実施、公共施設等の管理、運営委託等多岐にわたっている。すなわち、業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段であると考えられる。</p> <p>一方で、地方公共団体が業務委託を行う場合には、相手方の選定、契約手続に係る合規性、透明性等が確保されることが必要であるとともに、業務委託による効果等が適切に把握及び検証されることが重要であることは言うまでもない。</p> <p>福岡市（以下「市」という。）においても、業務委託は多くの部局で行われており、各部局に共通する財務事務であるという特徴がある。また、市では、平成29年6月に策定した「行政運営プラン」において、「民間活力の活用」を推進項目の一つと定めており、業務委託の有効性や効率性を図ることで行政サービスの質の向上等に取り組まれているところである。</p> <p>これらを踏まえ、業務委託に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査の特定の事件として選定した。</p>
監査の対象部署	原則として市の全ての部署を監査対象とした。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、こども未来局、保健福祉局、経済観光文化局及び教育委員会事務局は監査対象外とした。
監査対象の選定	<p>令和元年度に委託料として支出された契約のうち、最終的な契約金額が100万円を超える契約、又は福岡市契約事務規則第22条第6号に定める契約のうち、契約金額が80万円を超え100万円以下の契約を、委託契約調査票による調査対象とした。委託契約調査票により調査した業務委託契約は、3,964件であった。</p> <p>次に、委託契約調査票による調査結果を踏まえ、特に重要性が高いと考えられる契約を201件抽出し、詳細監査の対象とした。</p>
監査対象期間	原則として令和元年度とし、必要と認めた場合、令和2年度及び平成30年度以前の過年度についても監査対象とした。

2 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 塩塚 正康
包括外部監査人補助者	弁護士1名、公認会計士4名、アシスタント1名

3 報告書の構成

第1	監査の概要（テーマ、対象、方法、実施者等）	1 ページ～ 3 ページ
第2	監査対象の概要	
1	業務委託に関する財務事務の概要	4 ページ～ 8 ページ
2	市における業務委託の概要	8 ページ～21 ページ
3	監査対象の選定	22 ページ～36 ページ
第3	監査の視点及び実施した監査手続	
1	監査の視点	37 ページ～39 ページ
2	実施した監査手続	39 ページ
3	監査の実施状況	40 ページ
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	41 ページ～50 ページ
2	監査の結果及び意見（総論）	51 ページ～70 ページ
3	監査の結果及び意見（各論）	71 ページ～541 ページ

4 監査の視点及び実施した監査手続

(1) 監査の視点

本監査は、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の4つの監査の視点に基づき監査を実施した。

包括外部監査は、地方自治法に基づき実施されるものであるため「合規性」の視点を持ち、また、いわゆる3E（有効性(Effectiveness)、経済性(Economy)、効率性(Efficiency))の視点を持って監査を行うべきことは論を待たないところである。

本監査では、これらに加えて「説明責任及び透明性」という監査の視点の保持を特に意識した。なぜなら、地方公共団体における行政運営においては、市民のために限られた財源を真に必要な事業等に投下する必要がある、そのためには意思決定の結果のみならず、意思決定の過程の明確性、当該過程に係る文書保存による検証可能性が重要と考えたためである。

この「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の視点に基づく監査を実施するためには、業務委託に関する財務事務の内容を理解するとともに、理解した内容に応じてどのようなリスクや課題が生じるかを意識して監査する必要がある。

このため、業務委託に関する財務事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに分解するとともに、分解した業務プロセスごとに、より具体的な監査の視点を設定し、これに基づき選定した監査対象に対して、詳細監査を実施した。

業務プロセスごとに設定した監査の視点は、次のとおりである。

<業務プロセスごとの具体的な監査の視点>

業務プロセス	具体的な監査の視点
Plan(計画)	合規性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託実施の意思決定 ・ 仕様書、設計書、予定価格等の作成 ・ 選定方法の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Plan（計画）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 事業実施の必要性がないにもかかわらず、委託を実施していないか。 ・ 決裁文書で引用条文を誤っていないか。 ・ 随意契約を締結するための条件を満たしているか。 ・ 設計書の積算は誤っていないか。 ・ 予定価格は適切に作成されているか。 ・ 談合等は発生していないか。

業務プロセス	具体的な監査の視点
決定、選定手続の実施	有効性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の必要性は検討されているか。 ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的か。 ・ 業務委託の範囲や単位は適切か。 ・ 仕様書の内容は明確か。 ・ 選定方法は事業の目的や趣旨に沿って適切か。 ・ 指名業者は定期的に見直されているか。
	経済性及び効率性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性は担保されているか。 ・ 設計書の積算及び予定価格の作成は、経済性及び効率性が検討されているか。 ・ 単価契約において予定数量等は仕様書等で明示されているか。 ・ 選定時に、初期費用だけでなくランニングコストも考慮されているか。
Do (実行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結手続 ・ 契約変更手続 ・ 再委託承諾手続 ・ 業務委託の執行管理 	合規性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Do (実行) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 契約書の様式や文言に誤り、不足、不整合等はないか。 ・ 変更契約手続は適切に実施されているか。 ・ 収入印紙の貼付は適切か。 ・ 個人情報の取扱いは適切か。 ・ 委託業務の人員に関する本人確認書類は不足していないか。 ・ 再委託の承諾ルールは明確か。ルールは遵守されているか。 ・ 契約額、支払額等に誤りはないか。 ・ 概算払、前払金の支払ルールは明確か。ルールは遵守されているか。 ・ 契約保証金免除のルールは明確か。ルールは遵守されているか。
	有効性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に当たり、目的は達成されているか。 ・ 委託先が個人、任意団体等である場合は業務執行体制等に問題は生じていないか。 ・ 再委託の事業割合は大きすぎないか。
	経済性及び効率性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に当たり、経済性及び効率性は検討されているか。 ・ 業務委託の性質が財政援助に近い場合、経済性は検討されているか。
	説明責任及び透明性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Do (実行) に関する各種業務について、結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 契約額が変更になった理由、経緯は文書化されているか。

業務プロセス	具体的な監査の視点
Check (評価) ・ 業務委託の履行確認 ・ 業務委託実施後の評価	合規性 ・ Check (評価) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 履行確認は適切に実施されているか。 ・ 月次報告、年次報告は契約書や仕様書に則っているか。
	有効性 ・ 事業に関する目標は設定されているか。 ・ 成果の把握方法は事前に整理されているか。 ・ 事業に関する成果は把握され、評価されているか。
	経済性及び効率性 ・ 委託料の精算額は、経済性及び効率性の観点から問題ないか。 ・ 委託料の精算額は、適切に検証されているか。必要に応じて実地検査等を行なっているか。
	説明責任及び透明性 ・ Check (評価) に関する各種業務について、結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 履行確認の文書化は適切に実施されているか。 ・ 事業に関する成果は公表されているか。
	合規性 ・ Action (改善) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。
	有効性 ・ アンケート調査等が実施された場合、調査等の結果に基づく改善策は実施されているか。 ・ 事業の実施結果が事業目標を下回った場合、対策は検討されているか。また、大きく下回った場合、事業廃止を検討すべきではないか。
Action (改善) ・ 次年度への改善、他部局への反映 ・ 情報公開	経済性及び効率性 ・ 当初事業計画と実績に大きな乖離がある場合、次年度の仕様書作成等に活かされているか。
	説明責任及び透明性 ・ Action (改善) に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 情報公開は適切に実施されているか。

(2) 実施した監査手続

「(1) 監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

ア 概要の把握

公表されている業務委託に関する各種規程、ガイドライン、近年の市の取組資料等を閲覧した。また、業務委託の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料や業務委託の実績データを入手した。

イ 監査対象の選定

本報告書における監査のテーマである業務委託に関する財務事務の執行について、市が執行する業務委託は多岐にわたっているため、監査対象を選定した。

ウ 詳細監査対象とした業務委託の各所管部署に対する調査

詳細監査対象とした業務委託に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、関係法令等への準拠性を始め各監査の視点について検討した。

5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

本報告書では、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の4つの監査の視点を基本として、業務委託に関する財務事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに分解するとともに、分解した業務プロセスごとに、より具体的な監査の視点を設定し監査を実施した。

監査対象については、市が執行する業務委託が多岐にわたっているため、市の業務委託の全体像及び各契約の概況を把握するために委託契約調査票で調査した上で契約金額や委託先業者選定方法等を考慮し、重要性が高いと考えられる業務委託契約を抽出して詳細監査対象とした。

本報告書における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（以下「監査の結果及び意見」という。）は、業務委託全般に係るものと監査した個別の業務委託に係るものがあることから、業務委託全般に係るものは「監査の結果及び意見（総論）」、個別の業務委託に係るものは「監査の結果及び意見（各論）」として記載している。

また、監査の結果及び意見の区分は、次のとおり整理している。

<結果及び意見の区分>

区分	内容
結果	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項。
意見	結果には該当しないが、監査人が改善や検討が必要と認めて述べる事項。

ア 監査の結果及び意見の件数

本報告書に記載した監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<監査の結果及び意見の件数>

区分	結果	意見
監査の結果及び意見（総論）	1件	5件
監査の結果及び意見（各論）	92件	87件
計	93件	92件

(2) 監査の結果及び意見の総括

本項目では、業務委託に関する財務事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに着目して監査を実施したことから、「監査の結果及び意見（総論）」及び「監査の結果及び意見（各論）」で記載した主な結果及び意見の内容を踏まえ、業務プロセスの内容に沿って、監査の結果及び意見の総括を述べる。

ア 監査実施の前提事項で発見された事項

(ア) 情報の公表について

本監査では、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」と併せて「説明責任及び透明性」の監査の視点に重きを置いて監査を実施した。市が果たすべき「説明責任及び透明性」の基礎として、可能な限り情報を公表するとともに、情報を非公表とする場合はその理由及び根拠を明確にすることがあると考える。

本監査では、監査実施の前提ともいえる情報の公表の観点から課題が発見されたため、報告書にその内容を記載している。概要は、次のとおりである。

< 予定価格に係る非公表理由の明確化について（総論） >

結果及び意見の項目	(結果) 予定価格に係る非公表理由の明確化について	P. 51
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から特定の業務委託については、「予定価格」及びそれに関連する「落札率」や「設計書の積算根拠」等の情報（以下「予定価格等情報」という。）を非公表にして欲しい旨の申し入れを受けた。 ・ 市からは非公表とする理由及び根拠として関連する通知文書等の提示を受けたが、これ以上の具体的な理由及び根拠を記載した文書は示されなかった。 ・ 市から指定のあった予定価格等情報を非公表とする業務委託は、詳細監査対象とした 201 件のうち 129 件となる。 ・ 指定のあった業務委託について、提示を受けた通知文書等に照らして検討したところ、特命随意契約以外の契約及び特命随意契約であるが「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」に該当しない契約には、予定価格等情報を非公表とする明確な根拠がない。しかし、非公表とする業務委託には、このような契約が複数含まれていた。 ・ また、業務委託ごとに予定価格等情報非公表とすることを個別に判断した内容の説明はなかった。 ・ このため、合規性及び説明責任及び透明性の観点から問題があると言わざるを得ない。 ・ 指定のあった業務委託の中には、「予定価格が非公表であるにもかかわらず落札率が極めて高い業務委託」、「業者から入手した参考見積書を基に予定価格を作成し、かつ当該見積書を徴収した業者と特命随意契約しており、結果として参考見積額、予定価格及び契約額が全て一致している業務委託」が複数含まれていた。 ・ 市が予定価格を非公表とするのは、「予定価格等を公表すると予定価格を類推することができることから、可能な限り高額のほぼ予定価格同額で契約することが予想され、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある」からである。このことを踏まえると、上記のような業務委託は予定価格と契約額が同額ないし近似していることから、すでに契約額が高止まりしている可能性があり、このような場合は、契約状況の事実を明らかにするため予定価格等情報はむしろ公表されるべき情報であると考えられる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> このため、契約額が高止まりしている可能性があるにもかかわらず予定価格等情報を個別具体的な理由及び根拠を示すことなく非公表とすることは、透明性を担保する意識が低いと判断する。 <p>以上から、市は、説明責任及び透明性の観点から、適切に情報を公表するために、特命随意契約以外の契約についても予定価格等情報を非公表とする場合の理由及び根拠を規程等として定める必要がある。また、予定価格等情報を非公表とした業務委託については、非公表とした具体的な理由及び根拠を業務委託ごとに開示すべきである。</p>
--	--

イ Plan（計画）の業務プロセスで発見された事項

（ア）仕様書、設計書、予定価格等の適切な作成について

業務の具体的な内容や履行の条件等を明示した仕様書、契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定することとなる予定価格、その基礎資料となる設計書、その他関連資料等を適切に作成することが必要である。

仕様書、設計書、予定価格等の適切な作成に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

＜参考見積書を前提とした適切な予定価格の作成について（各論）＞

結果及び意見の項目	（結果）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について P. 166、P. 232、P. 248、P. 254、P. 274、P. 288、P. 296、P. 300、P. 307、 P. 309、P. 369、P. 382、P. 390、P. 511、P. 536	
	（意見）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について	P. 251 P. 266 P. 399
	（意見）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成及び入札参加者数を増やす取組の検討について	P. 531
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の前提となる設計書作成に当たり、参考見積書を 1 者のみから入手して、当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている事例が発見された。また、その多くは、参考見積書を徴した相手先と特命随意契約を締結していた。 <p>参考見積を提出した業者は参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1 者のみから参考見積書を入手して、そのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>よって、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書化する必要があると考える。</p>	

<設計書及び予定価格の適切な作成について（各論）>

結果及び 意見の項目	(結果) 予定価格の適切な作成について	P. 104
	(結果) 設計書積算の具体化について	P. 225
	(結果) 設計書積算の具体化について	P. 257
	(意見) 設計書における過年度実績を踏まえた適切な工数の積算について	P. 319
	(意見) 予定価格の作成段階における価格交渉経過の記録化について	P. 345
	(結果) 設計書作成のための根拠資料の入手等について	P. 394
	(結果) 設計書の積算根拠資料の明確化について	P. 433
	(結果) 予定価格の明示について	P. 510
	(意見) 類似委託業務との設計積算方法の標準化について	P. 513
	(意見) 設計金額の適切な集計について	P. 523
	(結果) 予定価格の算定過程の文書化について	P. 533
	(結果) 予定価格の算定過程の文書化について	P. 534
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書の作成に当たり、設計書の詳細な積算資料や根拠資料がない事例 ・ 設計書の金額集計が誤っている事例 等が発見された。 <p>設計書が適切に作成されない場合、設計書を基礎として作成された予定価格の適切性、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。 よって、予定価格及び契約額の根拠となる設計書について、客観的で合理的な方法に基づいて慎重に算定するとともに、詳細な積算資料や根拠資料の文書化等を行う必要があると考える。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の作成に当たり、予定価格書が作成されていない事例 ・ 設計書の金額を基礎として予定価格を作成する際に算定誤りを行っている事例 ・ 設計額から予定価格を算定しているが算定過程が文書化されていない事例 等が発見された。 <p>予定価格は、契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するものであり、契約事務規則において、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるとされている。 よって、予定価格書の作成、正確性を確かめた上での算定、予定価格の算定過程の文書化等を行う必要があると考える。</p>	

＜仕様書の適切な作成について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(結果) 仕様書内容の明確化について	P. 202
	(結果) 事業に係る主体性の発揮、適切な仕様書の作成及び適正な予定価格の積算について	P. 211
	(意見) 仕様書等における業務内容の明確化について	P. 321
	(結果) 「仕様書に明記していない業務を実施する」旨の仕様書への記載について	P. 372
	(意見) 仕様書における契約継続可能性の明記等について	P. 505
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の作成に当たり、業務の細部にわたり具体的な内容が明らかではない事例等が発見された。 <p>仕様書は、委託業務の内容を指示するとともに当該業務に必要な経費算定の基礎資料となるものであるため、当該業務の細部にわたり具体的な内容を明らかにするものでなければならない。</p> <p>よって、細部にわたり具体的な内容を明らかにする必要があると考える。</p>	

＜委託料の経済性の検討について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(結果) 委託料の経済性の確保について	P. 134
	(結果) 委託料の経済性の確保について	P. 150
	(結果) 委託料の経済性の確保について	P. 170
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 特命随意契約で契約締結しているもののうち、予定価格を前年度の契約実績額を基に作成しており、業者見積書の金額は前年度の契約実績額と同額であるとともに、委託料の詳細な内容が分かる資料を入手していない事例が発見された。 <p>委託料の詳細な内容が分かる資料を入手していない場合、業務委託料の経済性を市が検討できず、業務委託料の高止まりに繋がるおそれがある。</p> <p>よって、委託先業者の見積額をそのまま受け入れるのではなく、見積書や執行計画の内容を十分に検討し、経済性の確保に努めるべきであると考え</p>	

＜低落札率における検討事項について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(意見) 予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて	P. 128
	(意見) 低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について	P. 422
	(意見) 低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について	P. 452
	(意見) 低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について	P. 455
	(意見) 予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて	P. 463
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 指名競争入札又は競争見積合せを実施した結果、落札率（落札者の入札価格を予定価格で除したもの）が低い業務委託があり、低落札率が継続している事例 予定価格が市場価格に比して割高であると考えられる事例等が発見された。 <p>予定価格と落札金額とが乖離する場合、予定価格が入札額の妥当性を検討するうえでの基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。</p> <p>よって、低落札率となっている理由について検討し、必要に応じて予定価格作成の基礎資料となる設計金額の積算方法を見直していくことが望まれる。</p>	

(イ) 適切な業者選定方法の決定について

地方自治法上、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りのいずれかの方法により委託先業者を選定して、契約を締結することとなる。このため、適切に業者選定方法が選択されていること、安易に随意契約が選択されていないこと、業者選定方法の根拠が明確であること等が重要である。

適切な業者選定方法の決定に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<プロポーザル等実施に係る要綱や運用基準等の設置について（総論）>

結果及び意見の項目	(意見) プロポーザル等実施に係る要綱や運用基準等の設置について	P. 60
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル等の実施に当たり、参加資格や評価項目をどのように設定するか、選定、評価委員会の構成をどうするか等といった具体的内容の決定は、プロポーザル等を実施する部署の判断に委ねられており、各部署は、過去に行ったプロポーザル等の内容や他部署から得た情報を参照しながら内容を決定している。 ・ この現状では、プロポーザル等の運用方法が部署によってばらつき、選定方法の公正性や透明性が阻害されるおそれがある。 <p>プロポーザル等において、受託候補者の選定は、市が定める参加資格、評価項目、選定委員会の構成等に大きく影響を受けることを踏まえると、選定方法の公正性や透明性に十分留意し、運用する必要がある。</p> <p>よって、各部署が実施しているプロポーザル等の状況や手順に関する情報収集を行い、必要に応じてプロポーザル等に関する要綱や運用基準等の設置を検討することが望ましい。</p>	

<随意契約ガイドラインの記載内容の明確化について（総論）>

結果及び意見の項目	(意見) 随意契約ガイドラインの記載内容の明確化について	P. 64
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の「随意契約ガイドライン」によれば、随意契約が認められる地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の具体的な例として、「登録業種にない業種の契約を締結するとき」が挙げられており、実際に当該理由を以って随意契約が選択されるケースが発見された。 ・ 当該理由による随意契約の考え方があまりに拡大されると、本来競争入札の実施が可能な契約まで安易に随意契約が選択されるリスクがあると考えられる。 <p>よって、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合、そのことのみを理由として安易に随意契約を選択するのではなく、まずは当該業務等における業種を名簿に登録することで競争入札が可能とならないか検討することが望ましい。</p> <p>また、登録業種への追加等に関する検討の流れを整理した上で、随意契約ガイドラインにおいて明確に記載し、安易に随意契約を選択することがないように、随意契約ガイドラインを改定することが望ましい。</p>	

＜随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）の効果測定について（総論）＞

結果及び意見の項目	(意見) 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）の効果測定について	P. 65
結果及び意見の概要	<p>・ 「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）」（以下「公募手続」という。）について、公募手続の実施に至った案件の選定過程や現在までに実施した公募手続の結果の状況など、公募手続の市全体としての網羅的な情報及び実態について、特段把握していない状況が発見された。</p> <p>よって、公募手続の目的である契約事務の透明性及び競争性の確保のために、市全体における公募手続の実施状況を網羅的に把握し、公募手続が適切に運用されていることを確認することが望ましい。</p> <p>また、平成 26 年度の開始時から現在に至るまでの市全体の公募手続の内容について把握及び分析を行い、公募手続の効果の測定を行うことが望ましい。</p> <p>さらには、平成 26 年度の開始以来「試行」という形での実施を継続しているが、今後の検証結果を踏まえ、契約事務のさらなる透明性及び競争性の確保のため、本番施行へ移行することが望ましい。</p>	

＜随意契約理由の明確化等について（各論）＞

結果及び意見の項目	(意見) 特命随意契約に至った経緯の記載について	P. 90
	(結果) 特命随意契約の理由の正確性について	P. 217
	(結果) 随意契約の理由の明確化について	P. 239
	(意見) 特命随意契約理由の十分な検討について	P. 241
	(意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の範囲、期間及び想定委託金額の具体化について	P. 271
	(意見) 随意契約の理由の明確化について	P. 348
	(結果) 随意契約の理由の明確化について	P. 397
	(意見) 特命随意契約理由の十分な検討について	P. 405
	(意見) 特命随意契約理由の十分な検討について	P. 423
	(結果) 特命随意契約の妥当性に係る再検討について	P. 431
	(意見) 特命随意契約理由の十分な検討について	P. 443
	(結果) 随意契約の理由に関する引用条文の明確化について	P. 503
結果及び意見の概要	<p>・ 随意契約により契約締結している業務委託のうち、起案文書等において随意契約に至った経緯、随意契約に該当する理由、随意契約の根拠法令に該当する理由等が明確に記載されていない事例</p> <p>・ 随意契約の理由が不十分であると考えられる事例等が発見された。</p> <p>随意契約は、地方自治法で定められる契約手続のうち例外的な契約方法であり、随意契約の理由の明示等は、説明責任の観点から重要である。</p> <p>よって、随意契約となる理由の明確化、再検討等を行うべきであると考え</p>	

＜自主的チェック及び委託審査委員会の運用について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(意見) 特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否の検討について	P. 79
	(意見) 特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否の検討について	P. 82
	(結果) 特命随意契約事務における自主的チェックの検討記録の保管について	P. 131
	(結果) 特命随意契約に係る自主的チェックの適時の実施について	P. 143
	(結果) 委託審査委員会の適時の実施について	P. 145
	(意見) 長期継続委託チェックリスト及び委託審査委員会審査の補完的实施について	P. 154
	(意見) 特命随意契約による新規委託チェックリストの適切な運用について	P. 176
	(結果) 提案競技実施チェックリストの作成について	P. 205
	(結果) 特命随意契約に係るチェックリストの適切な使用について	P. 475
	(結果) 特命随意契約による新規委託チェックリストの作成について	P. 510
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託審査委員会による審査が適時に実施されていない事例 ・ 特命随意契約実施時のチェックリストが未作成、又はチェックリストによる適切なチェックが実施されていない事例 ・ 提案競技の実施時の提案競技実施チェックリストが未作成の事例等が発見された。 <p>特命随意契約の実施に当たってはチェックリストによる自主的チェック及び委託審査委員会による審査、提案競技の実施に当たってはチェックリストによる自主的チェックが必要である。 よって、自主的チェック及び委託審査委員会については適時適切な運用が必要と考える。</p>	

＜更なる競争性を担保した業者選定方法の検討について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(意見) 業者選定時における競争性の確保について	P. 91
	(意見) 業者選定時における競争性の確保について	P. 122
	(意見) 登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて	P. 311
	(意見) 競争入札実施の検討及び随意契約を締結する際の理由の明確化について	P. 324
	(意見) 登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて	P. 501
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特命随意契約が行われている場合に更なる競争性の検討が不足していると考えられる事例 ・ 随意契約が実施されているが指名競争入札を念頭に業種登録の検討を行うことが望ましい事例等が発見された。 <p>業者選定方法の選択に当たっては、競争性の確保が重要である。 よって、更なる競争性を担保した業者選定方法の検討が望ましい。</p>	

(ウ) 適切な業者選定手続の実施について

業者選定方法を決定した後、当該選定方法に基づき適切に委託先業者を選定する必要がある。

適切な業者選定手続の実施に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<業者選定要件等に係る検討事項について（各論）>

結果及び 意見の項目	(意見) トータルコストの視点の導入について	P. 74
	(結果) 指名先業者選定条件の記録の保存について	P. 127
	(意見) 競争見積合わせの業者選定に係る理由の明記について	P. 209
	(結果) 提案競技における公平性の確保及び事前協議の文書化の必要性について	P. 277
	(意見) 委託区域の細分化等を通じた競争性を高める検討について	P. 313
	(意見) 受注実績を業者選定要件とすることの必要性及び相当性の検討について	P. 329
	(意見) 過去の実績を業者選定の要件に加えることの是非について	P. 332
	(意見) 落札率が著しく低い場合における事業遂行可能性の事前確認について	P. 387
	(意見) 業者選定の妥当性の確保について	P. 394
	(意見) 最低制限価格の金額及び公表方法の見直しについて	P. 412
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザルを経て選定した業者と選定年度以後も継続して特命随意契約を行うことを前提とする場合に、プロポーザル実施時には単年度の見積額を評価対象としている事例 ・ 指名競争入札が実施される場合に、業者選定条件について確認できる書類が保管されていなかった事例 ・ 随意契約が実施される場合に、業者選定理由、業者選定過程、業者選定要件等が詳細には明記されていなかった事例 ・ 低落札率である場合に業務の遂行に問題はない旨を確認したが、その確認を行った旨の文書化を行っていない事例 ・ プロポーザルにより契約予定者を選定した後、当該契約予定者と提案内容について長期にわたり協議を行って契約に至っており、他の提案競技参加者との間に不公平が生じる可能性がある事例 ・ 最低制限価格を設定して競争見積合わせにより業者を選定している場合に、参加業者の多くは最低制限価格で見積金額を提示しており結果としてくじ引きで業者が選定され、業者選定の適正性、経済性の観点から課題がある事例 等が発見された。 <p>委託先業者の選定手続に当たっては、競争性、公平性等の確保が重要である。</p> <p>よって、適切な業者選定を行うため、プロポーザル実施時に複数年の見積額を評価対象とすることの検討、業者選定理由、業者選定過程、業者選定要件等の詳細な明記、業務実施可能な他業者の情報収集、契約予定者が決定した後ではなく事前に提案競技参加者に対して公平に市の意図を十分伝える機会の確保、最低制限価格の金額水準の見直しの検討等が必要と考える。</p>	

ウ Do (実行) の業務プロセスで発見された事項

(ア) 再委託承諾手続の適切な実施について

委託先業者が業務を実施する際、やむを得ず業務の一部を他の業者へ再委託する場合があるが、再委託には、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確であることが懸念される。このため、安易に再委託が行われていないこと、再委託を行う場合は適切な再委託承諾手続が実施されていること等が重要である。

再委託承諾手続の適切な実施に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<「業務委託契約における再委託の運用基準」の周知徹底及び見直しについて（総論）>

結果及び意見の項目	(意見)「業務委託契約における再委託の運用基準」の周知徹底及び見直しについて	P. 67
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 再委託の申請手続について、部署ないしは委託契約によっては「業務委託契約における再委託の運用基準」（以下「運用基準」という。）が定める取扱いとは相違する取扱いが発見された。 <p>再委託の承諾手続のさらなる標準化を図るため、市全体における再委託の申請手続における運用基準の適用状況を把握するとともに、正当な理由がなく適用していない所管局（課）には運用基準に従うよう指導することが望ましい。</p> <p>また、運用基準に示された様式である「再委託承諾申請書（例）」の一部の項目（例えば「再委託の予定契約金額」など）については、契約の性質によっては記載することが難しい場合も想定される。そのような場合の申請上の取扱いについては、現状の運用基準には規定されていないため、実務上の取扱いに即した方法を運用基準に規定することが望ましい。</p>	

<再委託承諾手続の実施、及び再委託の妥当性について（各論）>

結果及び意見の項目	(結果) 再委託承諾手続の実施について	P. 113
	(意見) 再委託の承諾手続に係る文書の保管について	P. 160
	(結果) 再委託承諾手続の実施について	P. 187
	(結果) 再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等について	P. 215
	(結果) 再々委託に係る適切な審査の実施について	P. 216
	(結果) 再委託承諾手続の実施について	P. 224
	(結果) 再委託に係る妥当性の再検討等について	P. 283
	(結果) 再委託承諾手続の実施について	P. 335
	(意見) 再委託に関する契約書の文言改定について	P. 483
	(結果) 再委託承諾手続の実施について	P. 485
	(結果)「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について	P. 489
	(結果)「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について	P. 494
	(結果) 再委託承諾手続の実施について	P. 519

結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託した業務の一部が他の業者へ再委託されている、又は再委託されていると判断されるにもかかわらず再委託の承諾手続が実施されていない事例 ・ 業務の全部又は主たる部分を再委託しているかのような疑念が生じかねない事例 ・ 再委託承諾申請書の記載が具体的ではなくどの業務をどの業者に再委託するのか明らかではない事例 ・ 再委託先からさらに別の業者への再々委託されているが再々委託の承諾手続が実施されていない事例 等が発見された。 <p>業務委託に当たり、再委託を行うことで、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念される。 よって、委託先が再委託又は再々委託を行う場合には、適切に再委託の承諾手続等を行う必要があると考える。</p>
-----------	---

＜再委託に関する情報の把握不足等について（各論）＞

結果及び意見の項目	（結果）再委託承諾申請書の正確な記載について	P. 86
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 95
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 98
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 102
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 108
	（意見）「再委託承諾申請書」の情報不足に伴う再委託割合の把握について	P. 140
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 191
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 194
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 230
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 280
	（結果）再委託等の相手方に関する事前審査について	P. 374
	（結果）再委託承諾申請に係る適切な審査の実施について	P. 376
	（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 466
（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	P. 498	
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託承諾手続は実施されているが、再委託の必要性、再委託の相手先の契約予定額等の一部情報を把握していない事例 ・ 再委託の相手方等の情報を適切に入手していない事例 等が発見された。 <p>委託先業者が、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかの判断に当たり、再委託の必要性、再委託の相手方の契約予定額等の情報把握は重要である。 よって、再委託の必要性、契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要があると考える。</p>	

(イ) 適切な契約手続について

適切に契約書を作成し契約締結を行うこと、契約書の文言が業務委託の実態に即していること、契約書が適切に保管されていること等が必要である。

適切な契約手続に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<実際の委託業務と仕様書、契約書等の文言との乖離の解消等について（各論）>

結果及び意見の項目	(結果) 委託料の確定に係る仕様書文言の見直しについて	P. 173
	(結果) 実際の委託業務内容と設計図書及び契約書の記載内容の確認について	P. 350
	(意見) 派遣インストラクターの雇用形態確認の徹底について	P. 480
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 委託料の金額確定について仕様書上の要求事項と実際の業務の流れに乖離が生じている事例 契約書上に記載のある業務が実際の業務には含まれておらず契約書の内容が誤っている事例 契約締結の際に労働者派遣事業に該当するものについて派遣元事業者と派遣労働者との雇用関係を口頭でのみ確認している事例等が発見された。 <p>実際の委託業務と仕様書、契約書等の文言との乖離がある場合、委託業務の履行確認時に支障をきたす等のおそれがある。</p> <p>よって、契約手続の段階で、実際の委託業務内容と仕様書、契約書等の記載内容に齟齬がないか、より一層の確認を行うべきである。</p> <p>また、労働者派遣事業については、雇用契約書等を確認した上で、判断の過程を書面に保存しておくことが望まれる。</p>	

<保証人資格の設定について（各論）>

結果及び意見の項目	(結果) 保証人資格の設定の必要性について	P. 340
	(結果) 保証人資格の設定の必要性について	P. 356
	(結果) 保証人資格の設定の必要性について	P. 363
	(結果) 保証人資格の設定の必要性について	P. 365
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約の締結に当たり、契約の性質又は目的により必要に応じて契約の相手方に保証人を立てさせているものがある。保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると福岡市契約事務規則に規定されているが、保証人の資格について明確な定めが確認できない事例が発見された。 <p>よって、福岡市契約事務規則の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確に定めるべきであると考えます。</p>	

<個人情報又は情報資産の取扱いについて（各論）>

結果及び意見の項目	(結果) 契約書の「個人情報及び情報資産の取扱い」に係る文言の見直しについて	P. 458
	(結果) 業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて	P. 484
	(結果) 業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて	P. 508
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の頭書では個人情報又は情報資産を取り扱うものであることが示されているが、契約書本文には「個人情報・情報資産取扱特記事項」の取扱方法が言及されていない事例 契約書の頭書では個人情報又は情報資産の取扱いは「なし」とされているが、契約書本文に「個人情報・情報資産取扱特記事項」が契約書に綴じられており両者の整合性が取れていない事例 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の頭書では個人情報又は情報資産の取扱いは「なし」とされており、契約書本文に「個人情報・情報資産取扱特記事項」が契約書に綴じられていないが、個人情報の取扱いがある事例等が発見された。 <p>よって、契約書における個人情報保護条項の取扱いを見直し、業務委託契約書の頭書、契約書本文、「個人情報・情報資産取扱特記事項」及び実際の委託業務における個人情報又は情報資産の取扱いを整理し、適切に対応すべきであると考え。</p>
--	--

< 契約書の保存及び収入印紙の貼付について（各論） >

結果及び意見の項目	(結果) 関連文書（原本）の適切な管理及び保存について	P. 304
	(結果) 契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について	P. 471
	(結果) 契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について	P. 480
	(意見) 競争入札参加資格停止中の業者との契約締結における手続について	P. 525
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書（原本）等が文書整理の際に誤廃棄されていたと考えられる事例 ・ 契約締結に当たり請書に収入印紙が貼付されていない事例、貼付する必要がない契約書に収入印紙が貼付されている事例等が発見された。 <p>業務委託契約に関する文書を適切に管理、保存する姿勢と組織としての体制をより強固に構築すべきであるとともに、委託先業者に対し、契約書に貼付する印紙について、適切な運用をするよう指導すべきであると考え。</p>	

(ウ) 適切な契約変更手続について

契約を変更する場合は、適切に変更契約書を作成し契約締結を行うこと、変更契約書の文言が変更後の業務委託の実態に即していること、変更契約書が適切に保管されていること等が必要である。

適切な変更契約手続に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

< 根拠規定記載の確認について（各論） >

結果及び意見の項目	(結果) 契約変更に関する根拠規定記載の確認について	P. 295
	(結果) 契約変更に関する根拠規定記載の確認について	P. 299
	(結果) 契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について	P. 337
	(結果) 契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について	P. 351
	(結果) 追加業務に係る事前の決裁及び変更契約の必要性について	P. 375
	(結果) 決裁文書等における引用条文の適切な記載について	P. 442
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約の変更に当たり、契約変更に係る決裁文書等に記載の根拠規定を誤っている事例等が発見された。 <p>根拠規定の誤りは、場合によっては読み手の誤解を招き、トラブルに繋がる可能性がある。</p> <p>よって、根拠規定の記載を正確に行うよう留意すべきであると考え。</p>	

<契約の同一性について（各論）>

結果及び意見の項目	(結果) 契約変更時における契約の同一性の検討について	P. 384
結果及び意見の概要	<p>・業務委託契約の変更に当たり、変更契約を行う際に「設計変更理由書」を作成しているが、「契約の同一性」に関する記載はなく、市が「契約の同一性」の有無を検討したかどうか確認できない事例が発見された。</p> <p>委託業務における業務内容を大幅に変更し、変更契約を行おうとする場合は、変更しようとする内容に「契約の同一性」があるか検討を行い、「契約の同一性」があると判断される場合にはその旨を文書化する必要がある。もしくは、「契約の同一性」に疑義があると判断される場合には、当初契約を終了するとともに、新たな契約として手続を行う必要があると考える。</p>	

(エ) 適切な業務委託の執行管理について

契約締結後は、委託した業務が適切に実施されること、契約金額の支払管理が適切に実施されること等が必要である。

適切な業務委託の執行管理に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<業務実施に係る改善事項について（各論）>

結果及び意見の項目	(意見) アンケート調査に係る前提条件の検証について	P. 92
	(意見) 共創デスク利用状況の改善について	P. 124
結果及び意見の概要	<p>・委託業務の一環としてアンケート調査が実施されているが、アンケート調査対象を抽出する母集団の属性、アンケート調査対象の抽出方法、アンケートの実施方法等の記載がない事例が発見された。</p> <p>これらはアンケート調査結果を分析する際に重要な判断要素となるものであり、これらを明示しないまま分析を行うと、誤った結論が導かれる可能性がある。</p> <p>よって、委託先業者に対し、調査の前提条件を明示するように指導することが望まれる。</p> <p>・委託業務の一環として相談等を受け付ける窓口を設置しているが、相談受付件数実績が相談窓口の設置日数に比して少ない事例が発見された。</p> <p>相談受付件数拡大のための改善策を検討する等、有効性及び経済性の両面から検討することが望ましい。</p>	

<適切な執行管理について（各論）>

結果及び意見の項目	(意見) 執行額を基準とした概算払の支払について	P. 487
結果及び意見の概要	<p>・委託料の概算払いを行う業務委託において、委託先業者から資金計画書が提出され必要な執行額を把握できたにもかかわらず、執行額を上回る委託料を概算払している事例が発見された。</p> <p>概算払は飽くまで執行額を基準として行うことが望ましい。後に返金を受けるとしても、不用な資金までを委託先に支払うということは適切ではなく、公平な事務執行が望まれる。</p>	

エ Check（評価）の業務プロセスで発見された事項

（ア）履行確認の適切な実施について

業務委託の完了時には履行確認が適切に実施されていること、業務実施に関する報告書は適切に作成され報告されていること、委託料の精算が適切に実施されていること等が必要である。

履行確認の適切な実施に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<履行確認の適切な実施について（各論）>

結果及び意見の項目	（意見）個々の工事に関する市の関係部局が行う検査の明示について	P. 115
	（結果）事業の検証実施結果記録の保存について	P. 137
	（結果）適時の記名、押印の実施について	P. 184
	（意見）積算報告書における増減理由の記載誤りに対する修正について	P. 185
	（意見）定期点検業務の履行確認に係る文書の保存について	P. 196
	（意見）実績額検証の強化について	P. 226
	（意見）実績額検証の強化について	P. 258
	（結果）一般仕様書における業務報告書の記載の削除等について	P. 268
	（意見）打合せ協議の仕様書への記載と議事録の内容確認について	P. 301
	（意見）打合せ協議の議事録の内容確認について	P. 303
	（意見）設計協議（打合せ）の適切な記録について	P. 326
	（結果）主たる業務に関する実績報告書の入手及び内容の確認について	P. 379
	（意見）公民館等清掃業務委託履行確認書における押印欄の廃止の検討について	P. 404
	（意見）記録写真の入手方法の見直しについて	P. 436
	（意見）記録写真の入手方法の見直しについて	P. 438
（意見）完了報告に係る仕様書文言の見直しについて	P. 453	
（意見）完了報告に係る仕様書文言の見直しについて	P. 456	
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行状況を確認する文書が保管されていない事例 ・ 履行状況を確認する文書の入手が不十分である事例 ・ 精算報告書の記載が誤っていた事例 ・ 事業報告書における実績額の妥当性に疑念が生じかねない事例 ・ 事業報告書における実績額の確認が十分とはいえない事例 ・ 履行確認に関する手続が契約書等で明確にされていない事例等が発見された。 <p>業務委託の完了時には履行確認が適切に実施されることが重要である。よって、適切な文書の保存及び入手、精算報告書又は実績報告書における実績額検証の強化、履行確認手続に関する契約書等における明確化等が必要であると考えます。</p>	

(イ) 業務委託実施後の評価について

成果の把握方法は事前に整理されていること、事業に関する成果を把握し評価されていること等が重要である。

業務委託実施後の評価に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<業務実績の事後検証について（各論）>

結果及び意見の項目	(意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について	P. 110
	(意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について	P. 261
	(意見) 提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について	P. 278
	(意見) 提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について	P. 401
	(意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について	P. 537
結果及び意見の概要	<p>・ 設計書を作成した際に業務に係る予定工数を積算しているが業務の完了時に実績工数の報告を受けていない事例</p> <p>・ プロポーザル方式による提案競技は提案内容に基づき業者が選定されているが、提案競技における提案内容について実施されているかどうか把握されていない事例等が発見された。</p> <p>委託開始時に決定した予定工数の妥当性の検討、翌年度以降の予定工数積算の合理性の向上等を図るには、実績工数を把握し事後検証を行うことが重要である。</p> <p>よって、委託業務の完了時に実績工数を適切に把握し、予定工数と比較するとともに、両者に差が発生している場合はその原因を分析するといった業務実績の事後検証を行うことが望ましい。</p> <p>また、プロポーザル方式による提案競技は、提案競技における提案内容が適切に実施されているかどうか検証することが望ましい。</p>	

<成果の把握等について（各論）>

結果及び意見の項目	(意見) マイナンバーカード利用コーナー設置による成果の検証について	P. 118
	(意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について	P. 136
	(意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について	P. 152
	(意見) 利用者数に係る成果目標の見直しについて	P. 168
	(意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について	P. 172
	(結果) 成果指標に即した効果の測定について	P. 205
	(意見) 事業の成果指標の設定と効果測定について	P. 212
	(意見) 福岡市議会史の有効活用策の検討について	P. 540
結果及び意見の概要	<p>・ 業務委託の効果や必要性について検討した資料が保管されていない事例</p> <p>・ 成果の検証を検討又は実施することが望ましい事例</p> <p>・ 成果測定の指標が誤っていた事例等が発見された。</p> <p>業務委託を実施する有効性を踏まえると、成果の把握等は重要である。</p>	

	よって、業務委託の効果や必要性に係る文書の保存、成果の検証又は実施の検討、相応しい成果指標の設定等を行う必要があると考える。
--	--

オ Action (改善) の業務プロセスで発見された事項

(ア) 情報公開の拡充について

情報公開の手続や指針が整備されていること、業務委託の結果が情報公開されることで市民に対して透明性が担保されていること等が重要である。

情報公開の拡充に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<契約に係る情報公開の拡充の検討について (総論)>

結果及び意見の項目	(意見) 契約に係る情報公開の拡充の検討について	P. 55
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政局財政部契約課が手続を所管する契約を除く契約 (いわゆる原課契約) に係る情報の公表の有無や内容に関する判断は原課に委ねられており、契約情報の公表に関する市の統一的な規程等は特段定められていない。 ・ 情報公表の有無や内容が原課の判断に委ねられていることは、情報の公表に係る運用方法が部署によってばらつき、透明性が阻害されるおそれがある。 <p>透明性確保のため、原課が実施している契約情報の公表に関して網羅的に現状を把握するとともに、他地方公共団体例も参照しながら契約の情報公開に関する統一的な指針を定め、情報公開の拡充を検討することが望ましい。</p>	

<随意契約締結についての情報公開の充実について (各論)>

結果及び意見の項目	(意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について	P. 244
	(意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について	P. 291
	(意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について	P. 408
	(意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について	P. 426
	(意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について	P. 446
結果及び意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人福岡市シルバー人材センターとの随意契約の公表に関し、市は、市の通知により「契約課にて公表」と取り扱われている情報については、市のホームページにて公表している。他方、「原課にて公表」と取り扱われている情報については、市は、ホームページでの公表を行っておらず、申請者から原課に対して閲覧の申出があった場合に、閲覧に供することをもって公表と取り扱っている。 <p>積極的な情報開示及び透明性確保の観点から、市は、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けるとともに、他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。</p>	

(イ) 次年度への改善、他部局への反映について

業務委託の実施結果は分析され次年度への改善や他部局への反映に役立てていること等が重要である。

次年度への改善、他部局への反映に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<事業の改善又は見直しの検討について（各論）>

結果及び 意見の項目	(意見) 効果を踏まえた事業の見直しについて	P. 206
	(意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について	P. 263
	(意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について	P. 269
	(意見) 他地方公共団体における同種業務に関する価格の調査検討について	P. 316
	(意見) 同種機器の保守点検業務委託の価格の比較調査について	P. 347
	(意見) 点検業務における価格に関する他地方公共団体事例の収集について	P. 354
	(意見) 成果物の積極的な活用の検討について	P. 395
	(意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について	P. 415
	(意見) 本業務委託及び定期健康診断業務の一体的実施の検討について	P. 459
	(意見) 方針決裁の見直しについて	P. 486
	(結果) 本件の経緯の明確化、文書作成及び再発防止について	P. 506
	(結果) 民有地の占有に係る法的裏付けの整理及び付替え工事内容の明確化について	P. 507
結果及び 意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投じられた事業費に対して期待どおりの成果が得られているとは必ずしも言えない事例 ・ 清掃及び警備委託については最長 3 年間継続して同一業者と特命随意契約できるが、継続して特命随意契約を行う場合の具体的な判断基準が把握できない事例 ・ 複数年継続して特命随意契約を行っている業務の委託価格について、他の地方公共団体や同種システムにおける価格の調査検討を行っていない事例 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり委託により作成されたコンテンツが広く活用されているとは言いがたい事例 ・ 法的裏付けがない状態で民有地が占有されている事例等が発見された。 <p>業務委託の実施結果は分析して、事業の改善又は見直しを図ることが重要である。</p> <p>よって、より効果的な事業となるように見直しを検討すること、継続して特命随意契約を行う場合の判断基準を具体化すること、経済性の観点から価格調査の実施を検討すること、コンテンツの積極的な活用を継続的に検討すること、民有地の占有については法的裏付けの整理を行うこと等が必要であると考えます。</p>	